

別紙

新 旧 対 照 表

(下線部は変更部分)

むかわ町アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定（令和7年3月21日変更認定）

変更後					変更前		
1～2（略）					1～2（略）		
3					3		
(1)～(2)（略）					(1)～(2)（略）		
(3)数値目標					(3)数値目標		
事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	<u>観光の振興その他の産業の振興に資する事業</u>	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業		事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
KPI	アイヌ料理・郷土給食提供数	<u>生活館利用者数</u>	生活館利用者数	<u>学習会参加数</u>	KPI	アイヌ料理・郷土給食提供数	生活館利用者数
令和6年度（基準年度）	2,000食／年間		2,000人／年間		令和6年度（基準年度）	2,000食／年間	2,000人／年間
令和7年度	2,000食／年間		2,000人／年間		令和7年度	2,000食／年間	2,000人／年間
令和8年度（中間目標）	2,000食／年間	<u>2,000人／年間</u>	2,000人／年間	<u>54人／年間</u>	令和8年度（中間目標）	2,000食／年間	2,000人／年間
令和9年度	2,000食／年間	<u>2,000人／年間</u>	2,000人／年間	<u>54人／年間</u>	令和9年度	2,000食／年間	2,000人／年間
令和10年度（最終目標）	2,000食／年間	<u>2,000人／年間</u>	2,000人／年間	<u>54人／年間</u>	令和10年度（最終目標）	2,000食／年間	2,000人／年間

むかわ町アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定（令和7年3月21日変更認定）

変更後	変更前
4 4-1～4-2(略) 4-3観光の振興その他の産業の振興に資する事業 ■ <u>アイヌ文化情報発信事業</u> <u>穂別中央生活館及びイモッペ生活館に、生活館の認知度向上及び利用促進を図るため、施設への案内機能を強化し、来館者の利便性向上に資する看板を設置する。また、同生活館に Wi-Fi 環境及びタブレット端末を整備し、展示資料の解説や映像コンテンツを提供することで、来館者のアイヌ文化に対する理解を深めるとともに、アイヌ文化の普及啓発及び振興を図ることを目的とする。</u> <u>北海道が主催する「アイヌ文化サミット」へ参加し、アイヌ文化に関する情報発信及び交流を通じて、アイヌ文化への理解促進と普及啓発を図る。</u> 4-4地域内若しくは地域間の交流又は国際交流促進に資する事業 ■ 生活館整備事業 生活館の空調設備の整備を計画的に実施する。 ■ <u>アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業</u> <u>アイヌ文化活動の継承を図るため、アイヌ高齢者を講師として招き、若い世代を対象とした学習会を実施し、伝統的な知識や技術、文化への理解を深める機会を提供する。</u> 5 (略) 6 (1)文化振興事業(略) (2)地域・産業振興事業 <u>事業内容:4-3と同じ</u>	4 4-1～4-2(略) 4-3観光の振興その他の産業の振興に資する事業 4-4地域内若しくは地域間の交流又は国際交流促進に資する事業 ■ 生活館整備事業 生活館の空調設備の整備を計画的に実施する。 5 (略) 6 (1)文化振興事業(略) (2)地域・産業振興事業

事業期間:令和8年度～令和9年度(事業スケジュールを添付)

事業費:6,366千円

(3)コミュニティ活動支援事業

事業内容:4-4と同じ

事業期間:令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費:23,853千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■ 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ民族の歴史と文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験する機会を創出することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

■ 4-3に記載する事業は、イベント等への参加を通じた情報発信及び交流の促進並びに展示機能の充実によるアイヌ文化の理解促進及び普及啓発を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者等のコミュニティ活動の支援や、その活動する環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

また、地域住民の交流の場を整備することにより、更なる共生社会の実現に寄与するものである。

(2)～(3) (略)

8～10 (略)

(3)コミュニティ活動支援事業

事業内容:4-4と同じ

事業期間:令和6年度～令和7年度(事業スケジュールを添付)

事業費:20,064千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■ 4-2に記載する事業は、地域におけるアイヌ民族の歴史と文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験する機会を創出することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

■ 4-4に記載する事業は、アイヌ高齢者等のコミュニティ活動の支援や、その活動する環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

また、地域住民の交流の場を整備することにより、更なる共生社会の実現に寄与するものである。

(2)～(3) (略)

8～10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

むかわ町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道むかわ町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

むかわ町においては、「井目戸＝イモッペ（魚を釣る餌）現在の地名；宮戸（みやと）」、「鱒＝チン（熊皮を乾す処）現在の地名；汐見（しおみ）」などアイヌ語由来の地名が多く残されているとともに、安政４年（１８５７年）箱館奉行堀織部正に従属して一帯調査した玉虫左太夫の「入北記」において、鵠川川筋にコタンが下ムカワ（鵠川地区）１０コタン５２戸２７５人、上ムカワ（穂別地区）に１１コタン８１戸４４０人のアイヌの人々が生活を営んでいた記録と、安政５年（１８５８年）北海道の名付け親であり、むかわ町に三度訪れた松浦武四郎の「戊午東西蝦夷山川地理取調日誌」には、現在の一級河川「鵠川」とその支流・山系・コタンの人々の暮らし・踏査の日時などが記述され、歴史的にアイヌ文化やアイヌの方々との関わりが深い地域である。

むかわ町のアイヌ協会は、昭和４９年４月に設立した社団法人北海道アイヌ協会鵠川支部と昭和５１年１月設立の穂別支部が、平成１９年４月に合併し、むかわ支部となる。平成２６年４月に公益法人化移行によりむかわアイヌ協会へと名称を変更。アイヌ協会は、これまでアイヌ文化の復興や伝承を図るとともに、事務局が所在するム・ペツ館を拠点としてアイヌの民族の伝統的儀礼を開催するなど、アイヌ文化等の発信を行ってきた。

アイヌ文化伝承では、鵠川アイヌ文化伝承保存会を昭和５５年に設立、昭和６１年から継続してきたカムイノミが、平成６年に国の重要無形民俗文化保存団体に指定、現在もアイヌ古式舞踊を町内外で披露し伝承と文化交流を拡げている。

また、ム・ペツ館の展示コーナーには、アイヌ関連資料の民具や毎年町民向けに行っているアイヌ文化教室（アイヌ文様刺繍講座など）で制作した多くの作品が展示されており、アイヌの歴史や文化を学ぶ機会の充実が図られており、町民の関心が一層高まりつつある。

しかしながら、むかわアイヌ協会の中心的な活動拠点施設である穂別中央生活館、イモッペ生活館には空調設備が整備されていないことから、近年の夏場における異常とも言える暑さの中での活動や日常的な利用にも支障をきたしている状況であり、熱中症予防など利用者の健康面への影響への対策が課題となっている。

近年、アイヌ関連団体会員の高齢化や経済的理由により文化伝承活動に専念することができないなど、アイヌ文化等の担い手が不足しており、次世代への円滑な継承が必要なことから、町民にアイヌ民族の歴史や文化等に触れる機会を設けることにより、共生社会の実現が図れるものと考えている。

※アイヌ関連団体

- ・むかわアイヌ協会
(設立：昭和49年4月1日、代表者：澤本幸雄、会員数：116名)
- ・鶴川アイヌ文化伝承保存会
(設立：昭和55年、代表者：新田増美、会員数：28名)

※アイヌ文化等関連施設

- ・中央生活館（1施設）
穂別中央生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別和泉76番地1
現況：平成12年建築。穂別地区の住民を対象としたアイヌ文化教室の開催等、地域住民の交流の場となっている。アイヌ関連の資料・民具の展示。
- ・地区生活館（11施設）
 - ①蒨別生活館 所在：勇払郡むかわ町春日165番地5
現況：昭和53年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ②春日生活館 所在：勇払郡むかわ町春日190番地2
現況：平成17年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ③汐見生活館 所在：勇払郡むかわ町汐見416番地2
現況：昭和56年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ④旭岡生活館 所在：勇払郡むかわ町旭岡58番地3
現況：昭和47年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑤イモッペ生活館 所在 勇払郡むかわ町宮戸77番地1
現況：令和2年建築。鶴川地区の住民を対象としたアイヌ文化教室の開催等、地域住民の交流の場となっている。アイヌ関連の資料・民具の展示。
 - ⑥栄生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別栄71番地7
現況：昭和45年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑦仁和下生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別仁和199番地4
現況：昭和48年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑧和泉上生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別和泉226番地16
現況：昭和52年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑨豊田生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別豊田294番地13
現況：昭和40年建築。地域住民の交流の場となっている。
 - ⑩稲里生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別稲里243番地2

現況：昭和44年建築。地域住民の交流の場となっている。

①安住生活館 所在：勇払郡むかわ町穂別安住72番地2

現況：昭和42年建築。地域住民の交流の場となっている。

(2) アイヌ施策推進地域計画の目標

【概要】

アイヌ文化等の次世代への承継を確実なものとするとともに、地域に存するアイヌ文化等を発信し、地域内外におけるアイヌ関連の交流活動を活発化させ、魅力ある地域社会の形成を目標とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の推進に資する事業	
K P I	アイヌ料理・郷土給食提供数	生活館利用者数	生活館利用者数	学習会参加者数
令和6年度 (基準年度)	2,000食／年間		2,000人／年間	
令和7年度	2,000食／年間		2,000人／年間	
令和8年度 (中間目標)	2,000食／年間	2,000人／年間	2,000人／年間	54人／年間
令和9年度	2,000食／年間	2,000人／年間	2,000人／年間	54人／年間
令和10年度 (最終目標)	2,000食／年間	2,000人／年間	2,000人／年間	54人／年間

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■ アイヌ伝統等普及啓発事業

町内小中学校における、アイヌ文化体験事業及び地場産品を活用した郷土給食を行う。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■ アイヌ文化情報発信事業

穂別中央生活館及びイモッペ生活館に、生活館の認知度向上及び利用促進を図るため、施設への案内機能を強化し、来館者の利便性向上に資する看板を設置する。また、同生活館にWi-Fi環境及びタブレット端末を整備し、展示資料の解説や映像コンテンツを提供することで、来館者のアイヌ文化に対する理解を深めるとともに、アイヌ文化の普及啓発及び振興を図ることを目的とする。

北海道が主催する「アイヌ文化サミット」へ参加し、アイヌ文化に関する情報発信及び交流を通じて、アイヌ文化への理解促進と普及啓発を図る。

4－4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■ 生活館の整備事業

生活館の空調設備を計画的に実施する。

■ アイヌ高齢者のコミュニティ活動支援事業

アイヌ文化活動の継承を図るため、アイヌ高齢者を講師として招き、若い世代を対象とした学習会を実施し、伝統的な知識や技術、文化への理解を深める機会を提供する。

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和11年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4－2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：9,200千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和8年度～令和9年度（事業スケジュールを添付）

事業費：6,366千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：4－4と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：23,853千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1) 「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■ 4－2に記載する事業は、地域におけるアイヌ民族の歴史と文化の発信や、地域の人々がアイヌ文化を体験する機会を創出することにより、アイヌの人々が誇りを持ち生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

■ 4－3に記載する事業は、イベント等への参加を通じた情報発信及び交流の

促進並びに展示機能の充実によるアイヌ文化の理解促進及び普及啓発を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

- 4－4に記載する事業は、アイヌ高齢者等のコミュニティ活動の支援や、その活動する環境の改善を図ることによって、アイヌの人々が誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図るものである。

また、地域住民の交流の場を整備することにより、更なる共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

4の事業については、むかわ町の事業として実施するものであり、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■ 事業の実施主体の特定

6で記載の事業については、本事業の担当及び関係部署である、むかわ町福祉・子育て課、総務財政課、町民生活課、穂別総合支所企画町民課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検証している。

■ 事業実施スケジュールの明確性

6で添付の工程表は、本事業の担当及び関係部署である、むかわ町福祉・子育て課、総務財政課、町民生活課、穂別総合支所企画町民課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■ 地域住民の意見聴取

計画策定に当たり、アイヌの人々（むかわアイヌ協会及び鶴川アイヌ文化伝承保存会）と事業に関わる自治会から意見を聞いたところ、反対意見はなかった。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載するKPIであるアイヌ料理やアイヌに縁のある食材を用いた郷土給食提供数、生活館利用者数等について、実績値を公表する。

また、（仮称）むかわ町アイヌ政策懇談会（構成員；むかわ町、むかわアイヌ協会、鶴川アイヌ文化伝承保存会、その他事業に関わる地域住民組織等）により、目標の達成状況等について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施等に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況について、毎年度6月に（仮称）むかわ町アイヌ政策懇談会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。

（3）目標の達成状況に係る評価結果の公表の手法

目標の達成状況に係る評価結果については、町公式ホームページ内にて公表。

- 9 法第10条第4項に規定する事項を記載する場合には、法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
なし

- 10 法第10条第5項に規定する事項を記載する場合には、内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
なし